

## 契約条項兼重要事項説明書 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<b>申込方法</b> <u>申込用紙に必要事項を記載し提出いただきます</u>	<b>申込方法</b> <u>インターネットまたは申込書によりお申し込みいただけます。</u>
(新規追加)	<b>燃焼性</b> <u>最高燃焼速度：47 / 最低燃焼速度：35</u> <u>最高ウォッベ指数：57.8 / 最低ウォッベ指数：52.7</u>
<b>契約期間</b> <u>申込を当社が承諾してから供給開始日以降1年目の日までの期間</u>	<b>契約期間</b> <u>お客さまからのお申し込みを当社が承諾してから供給開始日以降1年目の日までの期間</u>
<b>契約メニュー</b> <u>申込用紙（表面）に記載の通り</u>	<b>契約メニュー</b> <u>お客さまからのお申し込みにもとづき適用いたします。</u>
<b>小売供給に係る料金</b> <u>別紙料金表記載の通り</u>	<b>小売供給に係る料金</b> <u>別紙料金表、見積書または当社ホームページの都市ガスハッピープラン料金表でご確認いただけます。</u>
<b>供給開始予定日</b> <u>1.申込用紙（表面）をご確認ください。</u>	<b>供給開始予定日</b> <u>1.当社へスイッチングされる場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者（旧ガス小売事業者）との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の定例検針日（次回検針日または次々回検針日）の翌日といたします。</u>

(新規追加)	<u>2.転居等で新たにガスの使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。</u>
<u>2.当社へのお申し込み前から既にガスの使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。</u>	<u>3.当社へのお申し込み前から既にガスの使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。</u>
<b>料金の支払方法および支払期日</b> (新規追加)	<b>料金の支払方法および支払期日</b> <u>4.コンビニ払込票</u> <u>コンビニ払込票に記載の支払期日</u> <u>1 または 3 のお手続きが完了するまでの間、コンビニ払込票でお支払いいただきます。</u> <u>金融機関や収納代行企業によるお手続き期間中など、当社がやむをえないと判断した場合を除き、発行手数料 220 円 (税込) をお支払いいただきます。</u>
(新規追加)	<u>5.その他</u> <u>その他の支払方法については、当社規定によりご指定いただける場合があります。</u>
<b>電気または宅配水の供給契約を締結されている場合の一括支払い</b> <u>お客さまが当社との間で電気または宅配水の供給契約を締結されている場合、契約解除時を除き、ガス、電気及び宅配水の料金は一括してお支払いいただき、お支払額が合計額に不足する場合には、各料金の額に応じて按分して充当されるものといたします。</u>	<b>その他商品等の契約を締結されている場合の一括支払い</b> <u>お客さまがその他有料の商品またはサービスについて、小売または売買契約等にもとづき当社より供給等を受ける場合、当該契約の解除に伴う清算時を除き、原則すべての料金は一括してお支払いいただきます。ただし、当社が別に支払方法を定める場合はこの限りではありません。</u>
(新規追加)	<b>お客さまからのお申出による契約の変更</b> <u>料金プラン等の変更をされる場合は、原則として、お申込みをされた日以降の最初の検針日の翌日から適用します。</u>

<p><b>料金調定の方法</b>  <u>託送供給約款等に定める検針日の翌日から当月の検針日までの期間または供給開始月日から当月の計量日までの期間、一般ガス導管事業者が設置した記録型計量器の値に基づきガス料金の算出を行います。</u></p>	<p><b>ガスご使用量の計算、ガス料金の算定期間、ガス料金の計算方法</b>  <u>ガス使用量は、一般ガス導管事業者の託送供給約款等に定める検針日における計量した使用量によるものとします。</u>  <u>料金の算定期間は、「1ヶ月」とし、原則として前月の検針日の翌日から当月の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定します。</u>  <u>ガス料金は、1ヶ月あたりの基本料金と、1m<sup>3</sup>あたりの単位料金にガス使用量を乗じた従量料金を合計して算定します。その単位料金は都市ガスの原料価格の変動に応じて毎月調整します。</u></p>
<p>(新規追加)</p>	<p><b>導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担</b>  <u>1.ガス工事をお申し込みされる場合は、当該一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款にもとづき、当該一般ガス導管事業者にお申し込みをしていただきます。</u></p>
<p>(新規追加)</p>	<p><u>2.内管およびガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置および整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。</u></p>
<p>(新規追加)</p>	<p><u>3.ガスメーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客さまに負担していただきます。</u></p>
<p>(新規追加)</p>	<p><u>4.お客さま所有の供給施設の修繕費(修繕、改修、取替え等に要する費用をいいます)は、お客さまに負担していただき、当該一般ガス導管事業者の供給施設の修繕費は、当該一般ガス導管事業者が負担することを原則といたします。</u></p>
<p>(新規追加)</p>	<p><u>5.その他ガス工事に関する事項は、託送約款等によります。</u></p>

(新規追加)	<p><b>導管、器具、機械その他の設備に関する保安上の責任</b></p> <p>1.内管およびガス栓等、一般ガス導管事業者のガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給設備については、お客さまの責任において管理していただきます。 また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給設備について検査および緊急時の応急処置等の保安責任を負います。</p>
(新規追加)	<p>2.当社または一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。</p>
(新規追加)	<p>3.当社はガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。</p>
(新規追加)	<p>4.お客さまは、ガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者へ通知していただきます。</p>
(新規追加)	<p>5.お客さまは、当社および一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。</p>
(新規追加)	<p>6. <u>その他保安について、当社のガス小売供給約款の「保安に対するお客さまの協力」、「お客さまの責任」に定められた事項を遵守していただきます。</u></p>
<p>個人情報の取り扱いについて 本申込用紙にご記入されたお客さまの個人情報〔氏名、住所、電話番号等連絡先情報 および小売供給契約の契約番号、供給地点に関する情報（以下略）</p>	<p>個人情報の取り扱いについて お申し込みの際にご提供いただいたお客さまの個人情報〔氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給契約の契約番号、供給地点に関する情報（以下略）</p>